

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み	
【該当箇所】		【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
1	全体 人権教育推進全体概要図	正確な表現という観点から、「人権についての教育」の「国際条約」を「国際人権条約」にしてはどうか。	① 以下のように修正します。 「国際人権条約」
2		政府の法律を目安に不法入国者を取り締まってくれませんか。福祉助成金はインターポール以上に取り扱わせるのが原則です。	⑤ いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
3		「教育基本法」第1条が「教育の目的」として掲げているところの「人格の完成」と、本方針との関係を明確にするよう希望する。	② 「教育基本法」第1条(教育の目的)を踏まえた上で、鳥取県の人権教育がめざすものとして、第2章で次の基本理念を示しています。 ○本来持っている能力を発揮し、自己実現を図る ○人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する ○多様な人々と豊かにつながり、共に生きる
4		道徳教育を根幹にすえた人権教育であることを明記するよう希望する。	② 第2章で「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育」であると示しています。「学習指導要領」では、道徳教育の目標として、「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこと」と定めており、これは人権教育を通じて育成する資質・能力の重要な構成要素と考えています。
5		普遍的な視点を強調しすぎている。個別具体的問題を基礎にすべき。普遍的な視点と個別的な視点の関係について、もう少し丁寧な解説が必要。	② 第1章第3節で「権利を基礎にすえること」と併せて、「具体的な問題を基礎にすえること」「行動(解決)を志向する」を示した上で、第2章「2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」で以下のように示しているものです。 「国連が中心となって作成した人権関係諸条約を学ぶことなどを通じて、国際社会で普遍性を認められた『人権』という物差しを獲得し、それを基準として自らの経験や文化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげようとするアプローチを重視するということです。 併せて、具体的な問題の解決を志向する中で、『人権は真に普遍的たり得ているか』と問い返し続けることが重要となります。つまり、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチによる教育は、普遍性への指向を有することによって、はじめて人権教育に体系的に位置づけることができるということです。」
6		中高生が就職試験を受ける際、現在でも不適切な質問があいついでいる。それへの対策をどこかで明確にもりこむこと。	② 第5章第1節「3 同和問題に関する課題について」で「就職における差別については、高校卒業時の公正採用選考に向けた学校、企業、行政が協力した取組が定着し、現状把握のもとでの指導・啓発等により具体的な改善が図られてきました。しかし、就職時の面接における違反質問等、プライバシーの侵害や差別につながる恐れのある事象は後を絶ちません。」と示しています。 さらに、第3章「人権教育の推進者の育成」第2節「4 職場」で、「それぞれの職場における人権教育を充実させるためには、公正採用選考人権啓発推進員、人権問題研修推進員等の育成に努め、『参加型』学習の導入等、人権研修の内容や方法を工夫、充実させることが必要です。」と示しています。

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】	【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
7	給食費未納により、子どもが不当な取扱を受けていると感じたり、払わないのを当然と捉えたりするようになるのは問題である。公務員の方には特に気をつけていただきたいです。	⑤ いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
8	人権侵害救済法と自治基本条例でJAPはずっと俺らの奴隷だ。これはどういう意味でしょうか？ どちらもいい法律のように聞こえるのですが、JAPは最近では単なる文字の羅列であって日本人をのしているわけではないと、あるテレビ局の見解がでたそうで、なんとなく暴言とうけとめました、これも単に言葉の羅列なのでしょうか。	⑤ お答えする立場にありませんので回答は控えさせていただきます。
9	この人権資料の歴史観は県の認識なのか。資料を作った個人の認識なのか。	② 本方針は鳥取県教育委員会として策定するものです。
10	全体を見て、何が何でも人権人権というより、物事をきちんと論理的に正しくとらえる教育を行えば、無知からくる中傷などもおきないだろうし、些細なことでも傷つけられたと言い出す人も減るのでは。ゆがんだ人権教育で、新たな差別を開発推進することのないよう、明るくほがらかな子供たちが育つよう、お願いします。	① 御指摘の点も含め、第3章第2節「1 学校」を以下のように修正します。 「…きわめて重要な意味を持ちます。個々の児童生徒の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが、教育活動の重要な要素であり、また、児童生徒の安心感や自尊感情を育むことにもなります。」 なお、第2章では「人権教育は、人権に関する知的理解と人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることをめざす総合的な教育」であると示しているところです。
11	いわゆるマイノリティと言われる人たちは、各種団体に属しており、特に何にも属していない一個人に対して、圧倒的に強者です。弱者を守るという趣旨であるならば、既に既存団体をもっているような方たちはあえて想定せず、社会の中で孤立しがちな個人をどう救済するか、という問題こそ重視すべきです。 この孤立した個人が、いわゆるマイノリティに属する人々と何らかの点で衝突した場合、実際には個人が敗北するケースが圧倒的に多いというのは、行政や政治に携わっている人なら、当然知っている現実ではないでしょうか。	② 御指摘の点も含め第1章第2節「5 エンパワメントの重視」で以下のように示しています。 「一人ひとりのエンパワメントを重視する人権教育は、人権を侵害される関係に置かれている当事者を『保護し、守り、世話をしあげる』ことよりも、当事者の発信する声に耳を傾け、共に課題を明らかにし、共に課題の解決を志向することを重視する教育です。」
12	人権はお互いに尊重し合ってこそもの。一方的に誰かを優遇したり、謝りつづけるものではないということをきちんと教えてあげてください。	② 御指摘の点も含め第1章第3節で以下のように示しています。 「人権教育の目標は、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる資質・能力を育てることにあります。」
13	改訂の基本的な考え方、①人権教育の基本的考え方の継承、②鳥取県人権施策基本方針に沿った人権分野への対応、③人権教育の指導方法に関する国の視点を反映はいずれも大切である。③のうち、「学習者に育てたい資質・能力の明確化」については、各市町村の担当者に一任してはどうか。	② 県と市町村が連携しながら、各学校・地域の実態に応じ、ねらいを明確にし、多角的な視点から評価・改善することを大切にしながら取組んでいくものと考えています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】	【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
14	学校教育や社会教育において、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」及びそれに基づく計画・基本方針の学習、研修を行っていくことの必要性を強調することが必要。	② 第2章3で示した「鳥取県の人権教育がめざすもの」の一つ、「人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する」は、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第4条(県内に暮らすすべての者の責務)に基づき設定したものであり、今後その周知に努めたいと考えているところです。
15	「人権教育推進全体概要図」の「重要なキーワード」に「自尊感情『参加型』エンパワメント」とあるが、次のように提案したい。「権利回復 エンパワメント 自己実現」	② 第1章第1節「1 同和教育が築いてきたもの」で「同和教育は、…すべての人々の権利回復とエンパワメント、そして自己実現を図る取組が重ねられてきました。」と示した上で、第2章で「同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づけ」ながら「国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」と示しています。「重要なキーワード」はこれらを踏まえ、「自尊感情『参加型』エンパワメント」と示しているものです。
16	具体的な差別や人権侵害の現実から学ぶという観点が弱い。	② 御指摘の点も含め、「差別の現実から深く学ぶ」「具体的な問題を基礎に示えること」といった原則を示しています。
17	人権教育の目的は、人権問題を解決する人材の育成である。しかし、目的が曖昧で、「指導の在り方」についてが主になっているように思われる。	① 第1章第2節冒頭に人権教育の定義(人権尊重の精神の涵養を目的とする教育)に係る記述を追加します。
18	差別表現が「差別」と気づかれずに使われている現状が子どもの中に見られる。教員も指導ができていないよううかがえる。一つ一つの事例にしっかりと向き合う必要がある。	② 御指摘の点も含め、「差別の現実から深く学ぶ」「具体的な問題を基礎に示えること」といった原則を示しています。
19	そもそも人権は「実在する個人」にしか持てないものですので、集団が「人権」を所持することはありません。日本で人権意識や人権団体が胡散臭い思想・団体と思われる原因は、非科学的・非論理的な主張をしたり、罪無き存在に濡れ衣を着せて抹殺しようとしたり、本人が被差別者だと思っていないのに無理矢理被差別者に仕立て上げたりしたからなのです。「表現物」を叩く前に、このような「人権団体によるやらせ問題」を問題視すべきではないでしょうか。	② 御指摘の点も含め、第2章で「人権問題に取り組む関係諸機関・諸団体等との緊密な連携に努めます。また、教育の主体性を維持し、教育活動と政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら人権教育の取組を充実していきます。」と示しています。
20	第1章 第1節 同和教育が築いてきたもの 1 同和教育が築いてきたもの	④ 該当箇所は、「これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築」するとして「人権教育のための国連10年国内行動計画」を踏まえて記述したものです。「国際社会で培われてきた人権教育の原則」の箇所は、発展的に再構築する際の要点を具体的に記述したものです。
21		① 以下のように修正します。「『反差別』と『人権の確立』をめざす教育として発展的に再構築することです。」
22		① 以下のように修正します。「50数年にわたり」

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】		【対応方針】
23	<p>【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)</p> <p>「人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場」とは何を意味するかわからない。すべての県民が社会づくりの担い手であるはず。以下のように提案したい。 「このように部落差別とのかかわりを通して、すべての児童生徒に対し、差別をなくする立場に立つことと、人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚を深める取組を進めてきました。」</p>	<p>④ 「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第4条(県内に暮らすすべての者の責務)では、「県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。」と示しています。また「中学校学習指導要領解説 道徳編」は「指導に当たっては、自己中心的な考え方から脱却して、公のことで自分とのかかわりや社会の中における自分の立場に目を向け、社会をよりよくしていこうとする気持ちを大切にすることが必要。」と示しています。これらを踏まえ、「人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場」と示したものです。</p>
24	<p>「差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を問うてきました。」をよりわかりやすくするため以下のように提案したい。 「差別のない真に人権が尊重される社会とはどういう社会か、そして、自分の差別性を問う営みが提起されてきました。」</p>	<p>② 御指摘の点も含め「一方では、非識字者や、無文字社会の姿を通して識字社会の課題を考え、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を問うてきました。」と示したものです。</p>
25	<p>「…あらゆる差別問題の解決と人権課題につなげ推進する教育へと発展し、さらにこれらの取組の中で、…」という表現は不適切なので以下のように提案したい。 「…あらゆる差別問題の解決と人権課題を解決する教育へと発展し、これらの取組の中で、…」</p>	<p>① 以下のように修正します。(第2章、第5章も同様に修正します) 「このように同和教育は、同和教育の解決を基本課題としながら、すべての偏見や差別を積極的に解消する人間を育成する教育へと発展し、すべての人々の権利回復とエンパワメント、そして自己実現を図る取組が重ねられてきました。」</p>
26	<p>同和教育で培ったもののうち、根本的な課題として、以下の点が抜けている。 ①差別は差別するものがあるからこそ存在するという差別のとらえが抜けている、②差別をなくすることは人権問題でもあることの気付き、③取組の基本に被差別当事者性を欠いてはならないこと。</p>	<p>② 御指摘の点も含め、①については、例えば第5章第1節4(1)「学校教育」において「様々なある差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考えることと差別のない人間関係をつくり上げる教育実践を積み重ねていくことが大切です。」と示し、②については、例えば第1章第1節1「同和教育が築いてきたもの」で「同和教育は、同和教育の解決を基本課題としながら、…すべての人々の権利回復とエンパワメント、そして自己実現を図る取組が重ねられてきました。」と示し、③については、例えば第1章第2節5「エンパワメントの重視」で「一人ひとりのエンパワメントを重視する人権教育は、人権を侵害される関係に置かれている当事者を『保護し、守り、世話をしあえる』ことよりも、当事者の発信する声に耳を傾け、共に課題を明らかにし、共に課題の解決を志向することを重視する教育です。」と示すなどしています。</p>
27	<p>2 差別の現実から深く学ぶ この原則は教職員のことだけを言っているのではないので、以下を追加することを提案したい。 「また、反差別、権利回復の取り組みへと発展させていくことです。」</p>	<p>① 以下のように修正します。 「特に、『差別の現実から深く学ぶ』という原則は、教職員や指導者等を念頭に強調されてきました。…そういった意味で『差別の現実から深く学ぶ』とは、単に『差別の現実』を事象として理解するのではなく、教職員や指導者等が…」</p>
28	<p>私の若いころでしたが、JRや学校に大挙して押しかけ、職を失わせたり、体調を崩させたり、とんでもないことです。子どもたちにはぜひ、こうした現実をきちんと教え、不当な圧力に屈することのない強い人間に育つよう、教え導いてください。声高に差別と叫び、利益を得ようとする悲しい人も世の中にはいるということをきちんと知るべきです。</p>	<p>② 第2章で「教育の主体性を維持し、教育活動と政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら人権教育の取組を充実していきます。」と示しています。</p>

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み		
【該当箇所】		【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】	
29	第2節 国際社会 で培われて きた人権教 育の原則に ついて	1 「人権」について	① 正確な表現にという観点から、「国連では現在まで30の主要な国際人権条約を採択しています」を「…31もの国際人権条約を…」にしてはどうか。	① 以下のように修正します。 「国連では現在まで31もの国際人権条約を採択しています」
30			① 県民にわかりやすい表現にという観点から、「『経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約』〈A規約〉と『市民的及び政治的権利に関する国際規約』〈B規約〉」を「…〈社会権規約〉…〈自由権規約〉」にしてはどうか。	① 以下のように修正します。 「『経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約』〈社会権規約〉と『市民的及び政治的権利に関する国際規約』〈自由権規約〉」
31		2 権利を基礎にすえること	「人権教育のための国連10年」が「人権教育のための世界プログラム」に引き継がれていること、「世界プログラム」の特徴として5年の期間を定め、重点課題を設定し、人権教育を世界中で推進することの記述を追加してはどうか。	① 第1章第2節の冒頭を以下のように修正します。 「国連では、平成6(1994)年の総会において、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする国連決議が採択され、世界の国々に対して人権教育の積極的な推進と国内行動計画の策定が要請されました。『人権教育のための国連10年』の終了の際には、『人権教育のための世界計画』が改めて設けられ、期間を短くすると同時に評価軸を明確に示して取り組むこととされました。その計画の第1段階(2005～2009年)では、初等中等教育に焦点を絞って人権教育の推進を図る取組が進められました。平成22(2010)年1月以降は第2段階として、高等教育とあらゆるレベルにおける教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者の人権研修に重点を置き、平成26(2014)年末まで取組が展開されることとなりました。 我が国においては、平成9(1997)年7月に「『人権教育のための国連10年』国内行動計画」が策定され、これを受けて鳥取県でも、平成11(1999)年2月に「人権教育のための国連10年鳥取県行動計画－これからの人権教育・啓発－」を策定しました。平成12(2000)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、人権教育の目的が「人権尊重の精神を涵養する教育」と定義されるとともに、人権教育に関する施策の推進についての国、地方公共団体及び国民の責務が明らかにされました。平成14(2002)年には「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定され、取組を推進する人権問題として、女性、子ども、高齢者等、12の人権問題の類型が例示されました。*さらに…」 *平成23(2011)年に一部改正され、「北朝鮮当局による拉致問題等」が個別的人権問題として追加されました。 また、第1章第2節1「『人権』について」の最後の2段落を以下のように修正します。 「国連では、私たちの先人たちがたたかい取り、また世界の共通ルールにすえてきた、これらの具体的権利に対するより一層の理解を促進するために、『人権教育のための国連10年』以降の取り組みを推進しているのです。」
32	3 具体的な問題を基礎にすえること	人権教育の目的を入れるべきなので、以下を追加することを提案したい。 「人権教育の目的は、具体的な問題を解決することにあります。」	① 第1章第2節冒頭に人権教育の定義(人権尊重の精神の涵養を目的とする教育)に係る記述を追加します。	

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み	
【該当箇所】		【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
33		「具体的な問題を基礎にすえる」考え方で取り組む重要性を提示しながら、各人権問題の項目では、その解決方法等についての記載がないのはどうしてでしょうか。	② 国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう」、「人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面の3つの側面として捉えることができる」と示しています。本方針も同じ考え方にに基づき作成しています。また、第5章第1～7節及び第12節では「これまでの取組」「当事者自身の権利」「(該当の問題に関する)課題」を、第8～11節及び第13節では「現状と課題」を示し、それらの内容を踏まえた上で、「権利の獲得及び人権を保障するために」で大切にすべき要点を示しています。
34	4 行動(解決)を志向する	人権教育の目標は資質・能力の育成ではなく問題解決を図ることなので、以下を追加することを提案したい。 「問題解決に向けた教育の創造が求められています。」	④ 国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう」、「人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面の3つの側面として捉えることができる」と示しています。本方針も同じ考え方にに基づき作成しています。
35	5 エンパワメントの重視	エンパワメントの説明は、「差別や抑圧を生み出した社会の在り様」を問題とした上で、「元来の力を引き出す」とするべき。	① 第1章第1節の脚注を以下のように修正します。 「*差別や抑圧に気づき、元来の力(能力)を引き出し、伸ばすこと。」
36	第3節 人権救済 と人権教育 の有機的な かわり	「人権擁護法案」「人権侵害救済法案」のような思想・表現の自由を蔑ろにする(司法・行政が介入し強制的に言論統制する)考えには反対です。言論の自由に伴う対話の責任に基づき、当事者間の対話の手助けこそが重要と考えます。	② 本県における人権救済の施策については、様々な検討を重ねた結果、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」で様々な人権相談に総合的に対応し、各種専門家の支援、関係機関の連携強化及び相互の理解と自主的な取組によって解決を促進することとし、人権尊重の社会づくりの一層の推進に取り組んでいるところです。本県教育委員会としても、この取組と連携しながら個々の相談に適切に対応するとともに、具体的な人権侵害の実態の把握に努め、取組の充実に努めることとしています。
37		正確な表現にという観点から、「人権擁護推進審議会が設置されました。この審議会では、法務大臣の諮問に答え…」を「…法務大臣、文部科学大臣、総務大臣又は関係各大臣の諮問に答え…」にしようか。	① 以下のように修正します。 「人権擁護推進審議会が設置されました。この審議会では、法務大臣、文部科学大臣、総務大臣又は関係各大臣の諮問に答え…」
38		人権教育の目的が違うので、冒頭の記述を以下のように変更することを提案したい。 「人権教育とは、人権問題を解決し、すべての人が尊重され、保障される社会を築くための教育であり、その営みです。」	④ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育」と示しており、本方針も同じ考え方にに基づき作成しています。
39		「相談者への支援を充実しました。」とあるが、充実させたのは体制なので、以下のように変更を提案したい。 「…相談体制を充実しました。」	② 相談体制を充実させることにより相談者への支援を充実したことを示したものです。

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】	【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
40	「相互理解と自主的な取り組みによって」とあるが、相互というのは誰と誰を指すのか、自主的な取り組みとは誰の取り組みなのか。	② 「相互理解」とは関係機関相互の理解を、「自主的な取組」とは相談者の自主的な取り組みを意味します。
41	相談窓口を設けることは、人権相談ネットワークだけの課題ではなく、教育委員会並びに教育現場でも必要なので、以下を追加することを提案したい。 「…相談窓口の設置と一層の周知に努めるとともに、各教育委員会ならびに教育現場における相談窓口の設置と担当者の配置をしていかななくてはなりません。」	② 県教育委員会もネットワークの一部に位置づけられていることから、「鳥取県教育委員会としても、『人権尊重の社会づくり相談ネットワーク』等と連携し…」と示したものです。
42	ダイジェスト版にある「人権教育施策の立案に当たっては、人権侵害の実態、原因、背景などについて具体的に把握し分析することが必要であり」という考え方に賛同します。しかし、「人権教育施策の立案」が今日に至るまで、当事者や関係団体との親密な協議の元に行われてきたのでしょうか。「相談ネットワーク」と共に、当事者や学校・関係団体、そして教育委員会との「連絡協議会」の設置を強く求めます。	② 御指摘の点も含め、第2章で「重要なことは、同和教育で培われてきた原則とともに、国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚し、具体的な問題解決に資する教育の取組を進めていくことです。鳥取県では、こうした認識に立って学校教育と社会教育の連携を深め、人権問題に取り組む関係諸機関・諸団体等との緊密な連携に努めます。また、教育の主体性を維持し、教育活動と政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら人権教育の取組を充実していきます。」と示しています。また、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置されている「人権尊重の社会づくり協議会」で意見交換を行ったり、関係団体等と個別に意見交換の場を設けたりするなど、適宜連携に努めています。
43	第2章 地域の中心である隣保館の重要性が明確になっていない。社会運動とは何を求めているのか。	② 第2章の「人権問題に取り組む関係諸機関・諸団体等との緊密な連携に努めます。」及び第3章第2節の「県の組織と、国及び県内各市町村が設置している人権尊重の社会づくりの中核的組織や相談窓口が連携・協働することが大切です。」との記述の中に隣保館（自治体によって名称は異なります）も含まれます。 また、第2章の「教育の主体性を維持し、教育活動と政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら人権教育の取組を充実していきます。」との記述は、教育の中立性の確保が大切であることをいったものです。
44	「政治運動・社会運動との関係を明確に区別し…」とあるが、政治運動・社会運動とは具体的には何か、区別できないこともあるので削除することを提案したい。	④ 国が策定した「人権教育・啓発基本計画」は「人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。」と示しています。本方針も同じ考え方に基づいて作成しています。
45	2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する たびたび一方的に国旗を燃やされたり破られたり踏まれたり、国会議員の入国拒否されたり私たちって差別されてないですか。	⑤ お答えする立場にありませんので回答は控えさせていただきます。

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み	
【該当箇所】		【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
46		「普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチ」とは何でしょうか。「差別の解消」は、個人の問題であると同時に、社会の課題ではないのでしょうか。説明が曖昧です。	② 第2章「2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」で「そこで重要となるのが、国際社会で培われてきた人権教育の原則－普遍的な視点からの権利を基礎にすえたアプローチに立脚することです。つまり、国連が中心となって作成した人権関係諸条約を学ぶことなどを通じて、国際社会で普遍性を認められた『人権』という物差しを獲得し、それを基準として自らの経験や文化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげようとするアプローチを重視するということです。 併せて、具体的な問題の解決を志向する中で、『人権は真に普遍的たり得ているか』と問い返し続けることが重要となります。つまり、個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチによる教育は、普遍性への指向を有することによって、はじめて人権教育に体系的に位置づけることができるということです。」と示しています。
47		「有機的に結びつく」との表現はわかりにくい。「有機的」の示す内容を平易な言葉で表現すべき。	① 以下のように修正します。 「個別的な視点からの具体的な問題を基礎にすえたアプローチによる教育実践が、分離してしまうのではなく、体系的な人権教育として位置づけられるべきです。」
48	3 鳥取県の人権教育がめざすもの	現実をとらえる為、「差別や人権侵害を見抜き、人権の確立された社会をめざす」との記述が必要。	② 第2章「2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」で「国際社会で普遍性を認められた『人権』という物差しを獲得し、それを基準として自らの経験や文化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげようとするアプローチを重視する」と示しています。
49		「人権教育のめざすもの」として次のことを提起したい。 ○差別や人権侵害に気づき、問題の解決に向けて取り組む人材を育成すること	② 第2章「2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」で「国際社会で普遍性を認められた『人権』という物差しを獲得し、それを基準として自らの経験や文化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげようとするアプローチを重視する」と示しています。
50		「豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成」とあるが、めざすものは資質ではないので「資質を備えた」を削除することを提案したい。	④ 国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」は人権教育の目標を「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、〔自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること〕ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること」、「人権教育が育成を目指す資質・能力は、知識的側面、価値的・態度的側面及び技能的側面の3つの側面として捉えることができる」と示しています。本方針も同じ考え方に基づき作成しています。
51	第1節 あらゆる場を通じた人権教育の推進	実際に身近で起きたことでの学びが必要。食中毒を出したチェーン店で、廃業に追い込まれたものと、さしてニュースにならなかったものがある。平等、公平はいかなる状況でゆがめられるか。教材は生活の中に転がっている。	② 第5章「2 人権教育の概念及びアプローチ」で「具体的問題というのは、できる限り身近な現実から発すべきもので、それは子どもや地域の生活実態に現れている人権課題を大切にすることです。」と示しています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
52		推進体制がないと推進できないため、以下を追加するよう提案したい。 「そのための推進体制の確立が必要です。」	② 御指摘の点も含め、「教育委員会及び学校は、教職員のキャリアに応じた、様々な担当者を対象とする研修、授業研究会・公開授業等の機会を整備し、内容を充実させ、計画的・体系的に教職員に求められる資質・能力の育成に努める必要があります。」と示しています。



鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】		【対応方針】
53	第2節 あらゆる場を通じた人権教育に向けた推進者の育成	② 学校教育については「1 学校」で「教育委員会及び学校は、教職員のキャリアに応じた、様々な担当者を対象とする研修、授業研究会・公開授業等の機会を整備し、内容を充実させ、計画的・体系的に教職員に求められる資質・能力の育成に努める必要があります。」と示しています。社会教育については「3 地域」で「教育委員会をはじめ各行政機関が、…市町村の人権教育推進員をはじめ、人権教育推進協議会等役員、公民館職員、自治会役員等、地域に根ざした推進者の確保と育成に努める必要があります。」と示しています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
54		⑤ 学校教育・社会教育とも市町村立学校・市町村に対する調査を毎年実施して実態把握に努めると共に、「市町村人権教育・啓発行政担当者会」「県内四市人権行政担当者連絡会議」等の機会を定期的に設けるなどして、市町村との連携に努めているところです。具体的問題については該当市町村に直接お問い合わせください。
55		② 学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において人権教育の推進者を育成するため、「鳥取県教育委員会をはじめ各行政機関は、研修会や養成講座等の学習機会の一層の充実と情報の発信に努め、人権教育の推進者を育成する必要があります。」と示したものです。
56		② そもそも行政は人権保障のためにあるものですが、ここでいう「中核的組織」とは、その中でも人権教育・啓発に深く関わる法務局、労働局、公民館、隣保館、人権文化センター等を指します。
57		② 御指摘の点も含め、第2章で「重要なことは、同和教育で培われてきた原則とともに、国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚し、具体的な問題解決に資する教育の取組を進めていくことです。鳥取県では、こうした認識に立って学校教育と社会教育の連携を深め、人権問題に取り組む関係諸機関・諸団体等との緊密な連携に努めます。また、教育の主体性を維持し、教育活動と政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら人権教育の取組を充実していきます。」と示しています。また、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき設置されている「人権尊重の社会づくり協議会」で意見交換を行ったり、関係団体等と個別に意見交換の場を設けたりするなど、適宜連携に努めています。
58		② 国が公表した「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」はファシリテーターについて「知識の一方的な伝達に止まらない、創造的・生産的な活動を保障する進行役としての働きかけが望まれるのである。」と示しています。本方針はこれを踏まえた上で、「ファシリテーターは、参加者同士の活発な意見交換や協働作業をとおして参加者が互いに学び合えるようにするための技能を磨くとともに、参加者と共に学び、共に問題解決を志向するという姿勢を身につけることが必要です。」と示しています。

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み	
【該当箇所】		【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
59		「各種NPO等の関係民間団体と連携・協働することが大切です。」とはどのような団体でしょうか。現在活動している団体名を具体的に記載してほしいです。	② 第3章第2節で、公益性の高い関係団体として「公益社団法人鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会、公益財団法人鳥取県国際交流財団」を例示した上で、「人権侵害の相談を日常的に受けている機関、各種NPO等の関係民間団体と連携・協働することが大切です。」と示しています。
60		「連携・協働に当たっては、政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら取り組む必要があります。」の記載は不明確です。政治・社会運動をどのような位置づけで記載されているのか。またどのような運動団体を意識されているのか。「明確に区別し」は誰が判断されるのか。	④ 国が策定した「人権教育・啓発基本計画」は「人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。」と示しています。本方針も同じ考え方に基づいて作成しています。また、「明確に区別し」については、人権教育の実施主体において判断するものです。
61		「連携・協働に当たっては、政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら取り組む必要があります。」の記載は、適切ではなく、削除を求めます。	④ 国が策定した「人権教育・啓発基本計画」は「人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。」と示しています。本方針も同じ考え方に基づいて作成しています。
62	1 学校	「教職員は、…教育活動や日常の生活場面の中で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人ひとりを大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見つめ直す必要があります。」とあるが、何を指標としてどのような視点で点検するのか。	② 第4章第2節で「第三者評価、学校関係者評価制度等を活用し、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、学校・家庭・地域が連携しながら、自校の人権教育の評価にかかわる体制を整備していくことが大切になります。」と示し、併せて教職員による評価の観点を例示しています。
63		「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」などに積極的に実践を報告し、県内の各教育機関・保護者・地域・職域・団体などと具体的に交流する場への積極的参加については、記載がありません。そのような取り組みを県教育委員会が率先して取り組むことを記載すべきです。	② 第3章第2節で、「人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会」の主催団体である鳥取県人権教育推進協議会と連携・協働することを示しています。
64	2 家庭	家庭内で児童虐待やドメスティックバイオレンスがないようにすることの必要性を指摘する必要がある。	② ドメスティックバイオレンスについては、第5章第2節3「(1)家庭における状況」で「配偶者等に対する暴力(DV)については、平成13(2001)年の『DV防止法』施行以降、DV被害者の実態に即した施策を実施する中、関係機関への相談件数は増加傾向にあります。また、DVが起こっている家庭では子どもに悪影響を及ぼす可能性が高く、子どもの心のケアの重要性が広く認識されています。」と示しています。 児童虐待については第5章第4節3「(4)児童虐待」で「子どもを権利の主体として尊重しない家庭や、保護者の義務である子どもの発達段階に応じた適切な子育てが行われない家庭が見られます。また、鳥取県でも子育てに悩みを抱える家庭が増加し、児童虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)等の相談も依然として多く寄せられており、深刻かつ緊急を要する社会的な人権問題となっています。」と示しています。

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み	
【該当箇所】		【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
65		「家庭はすべての教育の出発点…」という表現は不適切である。また、子どものみが対象となっている感じがするので、以下のように変更することを提案したい。 「家庭は人間形成に大きな役割を果たす場であり…」	④ 「教育基本法」第10条は「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と示しています。また、「人権教育・啓発基本計画」は「すべての教育の出発点である家庭教育」と示しています。本方針はこれらと同じ考え方に基づき作成しています。
66		「教育委員会をはじめ各行政機関は、保護者に対して子どもの成長や発達段階に応じて、…」とあるが、単なる基本的な生活習慣や生活能力の育成ではないので、以下のように変更することを提案したい。 「保護者に対して、反差別・人権意識の普及を図るとともに、子どもの成長や発達段階に応じて、…」	④ 人権が尊重された家庭が築かれるよう、「家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣や生活能力、倫理観、自制心や自立心等人格形成の基盤は、家庭における教育によって培われるといわれています。」とした上で、「子どもの成長や発達段階に応じて、生命の大切さや多様性の尊重等に関する子どもの理解を進め、子どものコミュニケーション能力や自尊感情を育む」と示したものです。
67	4 職場	企業の実態を認識していない。職場における人権教育は、企業のトップの考えが大きく影響する。	② 御指摘の点も含め第3章以下のように示しているものです。 「差別のない一人ひとりの人権が尊重される働きやすい職場づくりに取り組むことが、職場の活性化と社会的信頼の獲得の出発点であり、企業自身が成長する重要な要因であるという理解が広く定着することが重要です。そのためには、事業主が先頭に立って幹部や従業員に対する人権教育を積極的に進める必要があります。」
68		公務員の中での人権研修は、極めて重要な意義を持っているため、独立の項目にされたい。	④ 「人権施策基本方針－第2次改訂－」は「公務員に対する人権教育・啓発」を独立した項目とし、①一般行政公務員、②教育公務員、③警察職員、④消防職員、⑤医療・保健関係公務員及び福祉関係公務員に細分して記述しておりますが、本方針では、教育委員会所管の取組に重点をおいて記述をするという観点から、②教育公務員について「1 学校」で詳しく記述し、①③④⑤については「4 職場」で一括して記述することとしているものです。
69		企業の人権教育啓発推進委員に触れられていないがどうか。	② 御指摘の点も含め、「職場における人権教育を充実させるためには、公正採用選考人権啓発推進員、人権問題研修推進員等の育成に努め、…」と示しています。
70	第4章	現行方針P15の「(2) モニター(監視・評価)機関の設置」の項がごっそり削除された。その復活、またはそれに代わる同様の機関を設置すること。	② 第1節で「推進者による評価だけでなく、学習者の自己評価や、市民による外部評価を取り入れるなど、多角的な視点から評価するよう努めることが大切です。」と示しています。「モニター機関の設置」はその一つの手法であり、それを採用するかどうかは、評価を実施する主体において判断するものと考えています。なお、本県教育委員会自身の評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第27条に基づく「鳥取県教育振興基本計画」に関係者評価を取り入れて公表するとともに、所属ごとの政策達成度を評価するための「行程表」を策定・公表しています。さらに、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会でご意見をいただくなど、多角的な視点から評価するよう努めているところです。
71		現行方針にある「モニター(監視・評価)機関の設置」を施策として進められてきたと思うが、設置状況の説明をしていただきたい。	②

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】	【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
72 第5章	『第1次改訂(案)』のP17の「第1節 同和教育」から始まる個別の課題の「学校教育」について、現行方針にあった「教職員の研修」の内容を復活させること。またはその内容が各課題の他の文章の中で明確に反映されること。	② 現行方針の該当項目については、改訂案の第3章に集約しています。現行方針の該当項目の内容は、①児童生徒の実態把握、②教育課題に対する教職員の共通理解、③関係機関との連携の3点ですが、これらについては第3章で「鳥取県立人権ひろば21(ふらっと)、鳥取県男女共同参画センター(よりん彩)をはじめとする県の組織と、国及び県内各市町村が設置している人権尊重の社会づくりの中核的組織や相談窓口が連携・協働することが大切です。また、公益社団法人鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会、公益財団法人鳥取県国際交流財団、人権侵害の相談を日常的に受けている機関、各種NPO等の関係民間団体と連携・協働することが大切です。…同時に、教職員同士の間でも、互いを尊重する態度は大切です。例えば、指導上の課題について相互に話し合い、共通理解を図ることができるような環境づくりに努めることが求められます。従って、教職員は、児童生徒の心の痛みに気づき、互いの人権が尊重されているかを判断できる確かな人権感覚を身につけるよう、常に自己研鑽を積み重ねなければなりません。…これらを踏まえ、教育委員会及び学校は、教職員のキャリアに応じた、様々な担当者を対象とする研修、授業研究会・公開授業等の機会を整備し、内容を充実させ、計画的・体系的に教職員に求められる資質・能力の育成に努める必要があります。」と示しています。
	拉致被害についての記述が見当たらなかった。	① 第1章第2節の冒頭の注に「北朝鮮当局による拉致問題等」に係る記述を追加します。
	拉致は言うまでもなく重大な人権侵害です。解決を求めるのはもちろん、拉致実行犯に関わる組織への献金が目立つ現政権に対して、きちんと追求すべき。	⑤ お答えする立場にありませんので回答は控えさせていただきます。
	新たに注目されてきた人権問題全般に言えることだが、各問題に対してどのような具体的な配慮や個人情報のどの部分の取り扱いに注意するかがわかりにくい。また、社会教育についても、「差別解消に向けての理解」といった一般的な表現では、個々の問題点への理解が不十分となり、学習を進める上の指針としての役割を果たさない。どの関係機関や関係団体と連携していくのかについての標記が必要ではないだろうか。	② 該当の各節では各人権問題にかかわる「現状と課題」を示し、その内容を踏まえた上で、「権利の獲得及び人権を保障するために」で大切にすべきポイントを示しています。また、関係機関・団体との連携については、第2章で「人権問題に取り組む関係諸機関・諸団体等との緊密な連携に努めます。」、第3章で「公益社団法人鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会、公益財団法人鳥取県国際交流財団、人権侵害の相談を日常的に受けている機関、各種NPO等の関係民間団体と連携・協働することが大切です。」と示しています。
	「女性、障がいのある人、子ども、高齢者、外国人等に関する人権問題の解決を図るための教育が発展・深化するなど、人権に関する教育をめぐる状況も変わってきました。」とあるが、発展はしてきたと思うが深化まではいっていないと感じるので、以下のように提案したい。 「…等に関する人権問題の解決を図るための教育も推進されるなど人権教育はより広がりを持つてきました。」	④ 第5章の各節に「1 これまでの取組」「2 当事者自身の権利」「3 (該当の問題に関する)課題」と項を設け、各人権問題にかかわる教育・施策の成果・課題を示しており、そこでは取組の広がりと共に、深まりも示しています。
	2 人権教育の概念及びアプローチ	① 以下のように修正します。 「これら四つの側面は、人権教育に取り組む上ですべてが不可欠であり、それぞれが緊密にかかわり合うことが必要です。」

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】		【対応方針】
78	<p>第1節 同和教育</p> <p>1 これまでの取組</p> <p>【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)</p> <p>「人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場」とは何を意味するかわからない。すべての県民が社会づくりの担い手であるはず。以下のように提案したい。 「このように、すべての児童生徒に対し、人権尊重の社会づくりの担い手としての自覚を深める取組を進めてきました。」</p>	<p>④ 「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」第4条は「県内に暮らすすべての者の責務」を「県内に暮らすすべての者は、相互に人権を尊重し、自らが人権尊重の社会づくりの担い手であることを認識し、人権意識の向上に努めるとともに、県が実施する人権施策に協力しなければならない。」と示しています。また「中学校学習指導要領解説 道徳編」は「指導に当たっては、自己中心的な考え方から脱却して、公のことで自分とのかかわりや社会の中における自分の立場に目を向け、社会をよりよくしていこうとする気持ちを大切にすることが必要。」と示しています。これらを踏まえ、「人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場」と示したものです。</p>
79	<p>3 同和問題に関する課題について</p> <p>「…、無関心であったり避けようとしたりする意識も見受けられません。」と受け身的表現になっているため、以下のように変更することを提案したい。 「…見受けられる状況があります。」</p>	<p>④ 該当箇所は、自発的な意味を持たせて表現しているものです。</p>
80	<p>専門・専修学校や大学等の卒業時における公正採用選考のシステムについて、現状をどうしていくのか書かれていないため、以下を追加することを提案したい。 「…十分ではありません。県内にある学校への働き掛けなどを行い、公正採用システムの確立が図られるよう取り組みます。」</p>	<p>② 教育の取組については、教育委員会所管の取組に重点をおいて記述をするという観点から「4 (1) 学校教育」で「同和地区児童生徒の進路保障の実現をめざして、就学前からの一人ひとりの状況に応じた取組がますます重要です。」と示しています。</p>
81	<p>同和地区に依然結婚差別があるとのことですが、わざわざ同和部落ですと名乗ってややこしくしていることもあるのでは？ 最近の若者は同和になりたいなどという人までいるようです。まず、差別感情は消えているでしょう。</p>	<p>② 結婚差別については「平成17年度同和地区実態把握等調査」等の結果を踏まえ、「3 同和問題に関する課題について」で「近年、同和地区と同和地区外の人との結婚は、婚姻率は高まってきてはいるものの、そこに差別が内在していたり、また、結婚後も家族や親戚との付き合いができないなどの状況が見受けられます」と示しています。</p>
82	<p>4 権利の獲得及び人権を保障するために</p> <p>「差別の現実から深く学ぶ」この原則は、教職員のことだけを行っているのではないので、以下のように変更することを提案したい。 「今後も、この原則を学校教育においても社会教育においても堅持するとともに、差別によって奪われた権利を回復する取り組みが求められているという視点を重要視し、…」</p>	<p>① 以下のように修正します。 「特に、『差別の現実から深く学ぶ』という原則は、教職員や指導者等を念頭に強調されてきました。」</p>
83	<p>具体的に学ぶという観点がないため、以下を追加することを提案したい。 「…を深めるとともに、具体的な差別事象から学び、人権感覚を磨き…」</p>	<p>② 御指摘の点も含め「特に、児童生徒が具体的な問題を学習しながら、自分自身や周りの人たちとの関係をふりかえり、様々な差別が自分たちの生活にどのように影響しているのかを考えることと差別のない人間関係をつくり上げる教育実践を積み重ねていくことが大切です。」と示しています。</p>
84	<p>「児童生徒の実態を適切に把握し、…」の実態とは、どういう実態を指しているのか。</p>	<p>② 第4章第2節で示しているように「人権に関する児童生徒の意識や行動」を意味します。</p>
85	<p>「また、児童生徒の実態に応じ、授業改善に取り組むとともに、就学前からの読み聞かせや学習習慣の定着等、子どもの発達段階に応じた適切な学力向上のための取組が必要です。」この記述されていることには賛成だが、誰が、取り組み推進者、主体者なのか。</p>	<p>② 第3章第2節で「学校、家庭、地域、職場等あらゆる場において人権教育を推進していくため、…鳥取県教育委員会をはじめ各行政機関は、研修会や養成講座等の学習機会の一層の充実と情報の発信に努め、人権教育の推進者を育成する必要があります。」と示しています。</p>

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み	
【該当箇所】		【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
86		社会教育での取組を部落(同和地区)と隣接地域を含む小学校区域、または中学校区域を人権が尊重されたまちにしていけるための取組と結合していくことの指摘を盛り込んではどうか。	② 御指摘の点も含め、第3章第2節「3 地域」で、「教育委員会をはじめ各行政機関が、人権尊重の理念についての正しい理解を図り、様々な人権や人権問題に対する理解と認識を深め、人権尊重の精神に立った地域づくりをめざし、住民が主体的に取り組むことができる学習機会の設定と情報提供の充実を図り、推進体制を確立する必要があります。」と示しています。
87		同和利権についてきちんと子どもたちに教え、そのようなものに汚染されないようにしっかりした大人に育つようにしてほしい。「差別はもうかる」なんて言っている人が実際にいるのです。「差別差別!」と叫び、相手からお金と信用をうばいさる人たちにくいものにされる行政はもう過去のものですよね。ごね得は差別です。	② 御指摘の点も含め、「(1)学校教育」で「児童生徒の実態を適切に把握し、発達段階を踏まえながら、同和問題学習の内容や指導方法の工夫改善、及び児童生徒の仲間づくりに引き続き取り組むことが必要です。」と示し、第2章で「教育の主体性を維持し、教育活動と政治運動・社会運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保しながら人権教育の取組を充実していきます。」と示しています。
88	第2節 男女共同参画に関する教育	各自自治体で女性の問題に偏った施策が多く見られるが、男女共同参画の観点から自殺者の多くを男性が占める問題にも取り組むべき。	② 御指摘の点も含め、「2 当事者自身の権利について」で「社会的な性に関わる問題は女性だけの問題ではなく、男性も含めたすべての県民に関わる問題である」と示しています。
89	1 これまでの取組	「…、男女共同参画基本法第3条に基づく『男女共同参画基本計画』の記述を念頭に置きつつ…」の部分は、県民に分かり易くするため、男女共同参画基本計画について、3次までの改定も含めて簡単な説明を入れる必要がある。	① 「男女共同参画基本計画」の脚注として以下を追加します。 「*3『男女共同参画基本法』に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が定める計画。平成12年12月の第1次基本計画決定以降、5年ごとに見直され、現在の第3次基本計画では施策の分野の新設や成果目標項目の拡大が行われた。」
90		同和地区出身の女性、在日外国人の女性などマイノリティ女性の置かれている実態を明らかにし、審議会等への参画を確保することによってエンパワーメントを図っていくことの重要性を追加すること。	① 20頁9行目に以下を追加します。 「…定めました。その中では、障がいがあること、日本で働き生活する外国人であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合があり、人権尊重の観点からの配慮が必要であるとしています。雇用の分野においても…」
91	3 男女共同参画に関する課題について 4 権利の獲得及び人権を保障するために	「『暴力表現』は人権侵害である」と主張する人達がありますが、『暴力表現』がなぜ人権侵害なのでしょう。『売買春等の権利侵害や、性の商品化・暴力表現は人権侵害』と言う思想は、完全に間違っていると断言できます。「人権侵害となる行為」についてあなたも「共通の判断基準の合意」、があり得るかのような思想は排除してください。「人権問題に及ぼす影響への配慮」と「無配慮」とを判別する基準をコンテンツ制作者以外の政府や第三者が策定し、国民に半ば強制するというようなことは、民主主義国家が絶対必要とし、《日本国憲法第21条、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。》を真っ向から否定する行為です。	④ 国の第3次男女共同参画基本計画は、「女性を専ら性的ないしは暴力行為の対象として捉えたメディアにおける性・暴力表現は、男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、女性に対する人権侵害となるものもある。」としています。また、「女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害」とし、施策の基本的方向の1つに「性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶」を挙げています。本方針はこれらを踏まえ、「過度に性を誇張した表現のポスターや各種PR等は徐々に減少してきましたが、売買春等、性の商品化は社会に存在しています。さらに、ストーカーや性暴力等、人権を軽視し侵害する行為があり、女性が被害者となる事例が多い状況にあります。」と示しています。

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針			①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】		【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
92		性犯罪被害者への二次被害と差別防止のため、世間から『性は忌避すべきものじゃない。卑しいものじゃない』という思想を常識にしなければなりません。そのためには、『性の商品化』とか『人間の尊厳を傷つける性行為がある』という思想を世間や法律・条令から一掃しなければなりません。 これを機に、性風俗産業従事者や性犯罪被害者人を貶める『えせ人権論』を追放するべきです。	
93	第3節 障がいのある人の人権に関する教育	2 当事者自身の権利について 正確を期するために、「心身障害対策基本法」「障害者基本法」について言及してはどうか。	① 以下のように修正します。 「国内では、昭和45(1970)年に制定された『心身障害対策基本法』において社会政策的な取組の重要性が示されました。この法律は、平成5(1993)年に『障害者基本法』に改正(平成16(2004)年に一部改正)され、障がいを理由とする差別・権利侵害の禁止、社会的障壁の除去に向けた合理的な配慮の義務化等が規定されました。平成14(2002)年の新たな『障害者基本計画』において…」
94	4 権利の獲得及び人権を保障するために	障害者権利条約に盛り込まれている「合理的配慮」の義務、「インクルーシブ教育」の重要性に言及してほしい。これは、障がいのある人に対する差別をなくし、人権を守っていく上で決定的に重要なことであると思います。	① 以下のように修正します。 「国内では、昭和45(1970)年に制定された『心身障害対策基本法』において社会政策的な取組の重要性が示されました。この法律は、平成5(1993)年に『障害者基本法』に改正(平成16(2004)年に一部改正)され、障がいを理由とする差別・権利侵害の禁止、社会的障壁の除去に向けた合理的な配慮の義務化等が規定されました。平成14(2002)年の新たな『障害者基本計画』において…」
			③ 「インクルーシブ教育」については、内閣府に置かれた「障がい者制度改革推進本部」で話し合いが持たれている段階です。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
95		国は障害者権利条約批准に向けて障害者基本法を改正した。国際的な流れはインクルーシブの考え方。こうした動きがあること、将来的に変化に応じることを記述してはどうか。	③
96		特別支援教育の推進で「…、小・中学校に専門性をもった教員を配置すること、…」とあるが、高校も入れるべきだと思う。	③ 高等学校を含めた取組については「管理職が中心となり支援体制の整備を図ること、LD等専門員、特別支援教育コーディネーターなど校外の人材を有効に活用することなどが重要です。」と示しています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
97	第4節 子どもの人権に関する教育	2 当事者の権利について 同和地区出身の子どもや在日外国人の子どもなどマイノリティの子どもの視点を盛り込むこと。特にマイノリティの子どもに対する差別的偏見を無くす事と、マイノリティの子どものエンパワメントを支援することの必要性に言及してはどうか。	② 御指摘の点も含め、第1章第2節「5 エンパワメントの重視」で、「一人ひとりのエンパワメントを重視する人権教育は、人権を侵害される関係に置かれている当事者を『保護し、守り、世話してあげる』ことよりも、当事者の発信する声に耳を傾け、共に課題を明らかにし、共に課題の解決を志向することを重視する教育です。」と示すとともに、第5章の各節の「4(1)イ」で該当の人権問題に係る児童生徒の支援について示しています。

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】	【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
98	3 子どもの人権に関する課題について 規則でガチガチに縛り上げる『管理教育』を『完全に』やめればいいのです。今の子供達は健全育成条例や校則で受刑囚よりも自由が無い状態です。しかも夜は遅くまで塾通い・・・こんな高ストレス状態じゃまともな精神状態でいられるわけが無いですよ。	② 御指摘の点も含め4(1)「ア 子どもの人権に関する学習」で「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につなげるために、自他の人権を擁護し人権侵害を予防したり解決したりするために必要な実践的知識や、相手の意見を受け止めながら自分の思いもきちんと伝えるコミュニケーション技能、自他の価値を尊重しようとする態度等の資質・能力を育成することが大切です。」と示しています。
99	「薬物がもたらす快楽は回数を重ねる毎に質も時間も少なくなっていく、最後はどんなに薬を使っても快楽は得られず、薬が切れた時の苦しみが残る。」と教えてみてください。 どうして薬物に手を出すのかを考えれば、デメリットの存在だけでなくメリットの消失を前面に打ち出したほうが理解が進むと思います。	③ 該当箇所は「子どもの健全育成や健康・福祉を害する犯罪」の例として「薬物乱用」を示したものです。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
100	国会でも議論されている児童ポルノの単純所持規制を鳥取県が勝手に作ることは断固反対する。	⑤ いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
101	新たな犯罪被害者対策として児童に対する虐待行為の犯行記録である「児童ポルノ」の単純所持禁止策を求める声があるが、「情報体」としての単純所持禁止策には反対。	
102	「児童ポルノ」という虐待の実態をわかりにくくしているこの名称を「児童虐待記録物」などに改めるべき。	④ 第5章第13節「1 現状と課題」で「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に基づき、「児童ポルノ(児童をポルノグラフィの被写体とするもの)の流通による性的児童虐待等」と示しています。
103	児童ポルノ対策は現行法と啓発活動で実績を上げており、これに対するさらなる支援と啓発こそが必要。自分だけの問題と考えず被害者にも加害者にもならないよう、どちらになっても最後に傷つくのは自分と周囲であるという教育も必要。	② 御指摘の点も含め第5章第13節2(1)「学校教育」で「自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避等情報を正しく安全に利用できることなどの情報モラルを、児童生徒の発達段階を踏まえながら育成することが大切です。」と示しています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
104	県内の外国にルーツを持つ人の人権確立に関して、学校でどのような取組がなされてきたのか、まだできていないのはなぜなのかについての記述が必要。「本名が名乗りにくくされているのはなぜなのか」など、推進者の理解が深まる記述が必要です。	② 御指摘の点も含め、「1 これまでの取組」「3 外国人の人権に関する課題について」を示した上で、教育の取組の要点を「4 権利の獲得及び人権を保障するために」で示したものです。
105	文章上にある『外国人』の文言を基本的に「外国人・外国にルーツのある人」という表記に変更すること。	② 「1 これまでの取組」の脚注に「『外国人』には、現在は日本国籍を有しているが、外国にルーツをもつ人を含む。」と示しています。
106	戦後ずっと日本人は差別されているように感じます。内政干渉され放題で、はたして独立国家といえるのでしょうか。	⑤ お答えする立場にありませんので回答は控えさせていただきます。
107	国籍法改正。改正が改悪だったといわれないう、不正が行われないようきちんとすべき。	⑤ お答えする立場にありませんので回答は控えさせていただきます。
108	外国にルーツを持つ児童生徒への取組の実態や課題を共有し、学校・関係機関や団体との連絡調整を進めるための「在籍学校等連絡協議会」の設置を求めます。	② 御指摘の点も含め第3章第2節「1 学校」で「教育委員会及び学校は、教職員のキャリアに応じた、様々な担当者を対象とする研修、授業研究会・公開授業等の機会を整備し、内容を充実させ、計画的・体系的に教職員に求められる資質・能力の育成に努める必要があります。」と示しています。



鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】	【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
109	<p>1 これまでの取組</p> <p>この基本方針を作成した人間は歴史認識に偏りがある。子供の教育に携わるには問題がある。これからますます国際化が進み、隣接する国とはさまざまな面で協力していく必要がある。しかし、一方的に加害者のように刷り込まれ、ことあるごとにお前たちはひどいことをしてきたんだからということを開くと迫られ続けて、良い関係はつukれない。現に今現在も、すでに解決済みのいわゆる従軍慰安婦問題で謝罪と賠償を要求してきている。高給職業売春婦であったのに。当時売春は合法であったのに。日本人慰安婦は何も要求せず支給もされていないのに。世界中の軍で慰安婦はいたのに。強制はしていないのに。学校できちんとした歴史を教えなければ、子供たちをゆすりや脅迫から守れない。目の前に困った人がいるのに、外国で人助けをしたがるのはただの偽善者。人権もたいせつだが、まずきちんとした歴史認識。そして、お互いを尊重しあう関係づくり。順序がある。</p>	<p>歴史学習においては、歴史的思考力(諸事象を実証的な考察によって捉えようとする～「高等学校学習指導要領解説 地理歴史編」～)の育成につながるよう学習を展開することが大切だと考えています。また、「植民地支配」という表現については、「中学校学習指導要領解説 社会編」が「韓国の植民地化などを扱う」と示し、「高等学校学習指導要領解説 地理歴史編」が「日清・日露戦争を通じて国際的地位を高めた我が国は、軍備拡張を進めながら韓国併合や満州(現在の中国東北地方)への勢力の拡張などを通じて植民地支配を進めていくが、このことが中国やアメリカとの関係にどのような変化を生じさせたかについて考察させる」等と示しているのを踏まえ、使用しているものです。</p>
110	<p>植民地支配ありきの記述となっていますが、日韓併合は今の会社同士の合併のようなものだったという史実は無視ですか。日本並かそれ以上のインフラ整備をし、教育を施し、身分制度を廃止させた日本の功績について、わたしは学校で習った覚えがありません。韓国人も、知らないそうです。お互いに、歴史の一番大事な部分を知らずに、感情のもつれを抱え続けていくのは異常なことです。日本の子供たちに、延々と罪悪感を植え付けていくのは虐待ではないですか。</p>	
111	<p>植民地支配っていまだにそんなこと学校で教えているのでしょうか? 伊藤博文は日韓併合したくなかったのに、先方が懇願してやむなく行われたのです。あげく伊藤さんを暗殺した人間をいまだに英雄視。とんだ日本人差別です。人権意識、資料をつくったみなさん、どうなっているのですか。日本人は人にあらずなのですか。</p>	
112	<p>人権問題をあつかう人間の歴史認識に恐怖をおぼえました。とても子供の教育をまかせられません。これから国際協力はどんどん重要になっていくのに、あやまった加害者意識を埋め込まれては、日本の未来を担う子供たちがかわいそうです。</p>	
113	<p>様々な歴史的経緯というより、ほぼ不法入国では。なぜ、国を捨てて日本へ来なければならなかったか、きちんと歴史を教えるべき。いまだに、強制連行されたんだといいがかりをつけるものもいるが、歴史をしらない哀れな人だと思う。全ての人が真実を知る権利がある。3世4世だから、知らなくて当たり前ではなく、きちんと知らせることが親切。教育を受ける権利を奪ってはならぬ。</p>	

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】	【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
114	現在いる在日韓国・朝鮮人の多くは、戦後、朝鮮戦争の災禍を逃れるためであったり、イスンマンを始めとする軍事政権の弾圧による政治的混乱・虐殺から逃れるためであったり、朝鮮戦争後困窮した韓国から経済的理由による密航等で渡ってきた人たちが大半であり、戦前からいた人たちの多くは、終戦後多くは帰国しているというのが通説になっています。「植民地支配」を特出しして書く理由がわかりません。そもそも、厳密には植民地支配ではなく併合であります。ナチスドイツのオーストリア併合を植民地支配とは言わないのと同じです。選挙権・被選挙権も持ち、国会議員すら輩出していた人々を「被支配者」とはいえないでしょう。	
115	日本の植民地支配ありき？ 人権の前に歴史を学ぶべきでは？	
116	2 当事者自身の権利について たしかに、最高裁判所は、平成7年(1995年)2月28日、「外国人参政権を付与しても違憲ではない」という文言を含む判決を下した。しかし、あくまで 判例拘束力のない「傍論」部分で「憲法上禁止されていない」と述べただけであり、判決自体は違憲である。しかも、この「傍論」は、三権分立に反するものである。加藤富子氏は、「政策選択の相当性に関する見解を判決自体のなかで説示することは三権分立の精神に反する越権行為」——『正論』平成7年7月号 所収 加藤富子?寄稿 「『定住外国人参政権』の無理」よりと述べています。 また、2010年02月19日判決に加わった園部逸夫元最高裁判事は18日までに産経新聞に対し、「(在日韓国・朝鮮人を)なだめる意味があった。政治的配慮があった」と明言している。 以上のことにより、「現在、日本国籍を有しない外国人には、法律上参政権が与えられていませんが、この外国人参政権については、平成7(1995)年の最高裁判決において、一定の外国人に地方選挙権を付与することに関し立法裁量を認める判断が示され、その後も、国会や地方議会において様々な議論がされています。この問題については、国際社会の動向等も参考にしながら、多角的に議論することが求められています。」の部分は削除すべきである。	平成22年3月の本県議会で議決された意見書で、「…国民の幅広い議論を喚起しつつ、結論を急がず慎重に議論を重ねるとともに、…」と示され、「鳥取県人権施策基本方針－第2次改訂－」で、「この外国人参政権については、平成7年の最高裁判決において、一定の外国人に地方選挙権を付与することに関し立法裁量を認める判断が示されたところですが、その後も、国会において様々な議論がされています。(略)今後、日本でも国全体の問題として、国民理解を得るための多角的な議論をすることが求められています。」と示されています。本方針では、これらを踏まえ記述しています。
117	外国人参政権は憲法違反。先日の国会で野田さんもいっていた。	②
118	外国人参政権は、違法違反と野田総理も国会答弁でみとめた。県民に誤解を与える記述。	
119	外国人参政権は憲法違反では。	
120	鳥取県は人権にかこつけて外国人参政権を推し進めたいのですか。	

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】	【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
121	いま、日本人はしらないうちに差別されています。あるテレビ局を批判しただけで俳優がくびになったり、しかも報道では退社。退社と解雇は大違いです。竹島の領有問題で、スイスで独島キャンペーンをした人間の日本でのドラマ起用を批判すると、レイシストよばわり。差別をなくし、仲良くともに素晴らしい日本をつくっていくために、就職差別をなくし、在日枠を作った結果、日本人が迫害されるとはどのようなことでしょうか。事實はきちんと知らされねばなりません。日本人が犯罪を犯せば実名が報道されます。通名使用の人は、通名です。ときには、モザイクまでかけて保護します。一体どこが平等なのでしょう。改訂案をみてみると、外国人参政権を導入したいような節もみえます。多数の移民が日本海を東海にしろ！公用語をかえろ！言い出したらどうなるのでしょうか。	
122	「技能実習」について、実質、最低賃金が適用されない労働力となっている問題を記述すべき。	① 研修・技能実習制度の脚注として以下を追加します。 「*実質的に低賃金労働者として扱う等の問題へ対応するため、研修生・技能実習生の保護の強化を図る観点から、実務研修中の研修生が労働関係法令上の保護を受けられるよう変更。」
123	「非嫡出子」との表現は差別的ニュアンスも含んでいるため「婚外子」としてはどうか。	① 以下のように修正します。 「平成21(2009)年に「国籍法」が改正され、出生後に日本人に認知されていれば、父母が結婚していない場合にも届出によって日本の国籍を取得することができるようになりました。」
124	現行方針ではP39の「当事者の権利について」の内容が「在日外国人や外国にルーツのある人の人権の確立の経緯」という内容になっているのに対し、『第1次改訂(案)』では、P33の中ほど「平成19(2007)年「出入国管理及び難民認定法」改正により、…義務づけられました。」と外国人にとっては「改悪」の内容が書かれている。一方現行方針にある「日本政府に韓国・朝鮮学校出身の生徒の大学進学への不平等な取り扱いについて調査と排除を勧告しました。」が削除されている。こちらは復活させること。	④ 御指摘の点については、いずれも現行方針策定後の動向を示したものです。
125	3 外国人の人権に関する課題について 『第1次改訂(案)』P33の最後の行に、現行方針にある「また、地方参政権の問題、無年金高齢者・障がいのある人の問題など生活上のさまざまな権利に関する課題があります。」を挿入すること。	② ご指摘の点も含め、「2 当事者自身の権利について」で「現在、日本国籍を有しない外国人には、法律上参政権が与えられていませんが、この外国人参政権については、平成7(1995)年の最高裁判決において、一定の外国人に地方選挙権を付与することに関し立法裁量を認める判断が示され、その後も、国会や地方議会において様々な議論がされています。この問題については、国際社会の動向等も参考にしながら、多角的に議論をすることが求められています。」と示し、「3 外国人の人権に関する課題について」で「様々にある偏見や差別により、外国人自身が本名を名のりにくい状況や自分のルーツを否定的に捉える状況、文化や学校制度の違い、日本語の習得と母国語の保持(習得)との間での葛藤等から、日常生活や学校生活に対して不安や悩みを抱えている状況等があります。地域社会において、外国人に対して、言語をはじめ文化や宗教、習慣等の違いによる入居・入店拒否、就労の障害等、様々な問題が存在しています。」と示しています。

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】	【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
126	本名を名乗りにくいとは何故でしょう。アメリカ人もロシア人も中国人もタイ人もフランス人もウガンダ人も本名でつつがなくくらしています。どうどうと誇りを持ち、日本を愛してくれています。自国をだいにし、誇りをもっている人は、他国に対しても同じように尊重できると思います。	② 「様々にある偏見や差別により、外国人自身が本名を名のりにくい状況や自分のルーツを否定的に捉える状況」があることから「様々にある偏見や差別が、外国人の人権に関する問題にどのように影響しているかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。」と示したものです。
127	通名は差別を助長する。知り合いにも本名でちゃんとやっている人間は多い。犯罪報道で、通名にありがちな名前が出ると、いつもつらそうだ。通名は、まじめに本名で生きている人間を苦しめる。	
128	「通名」制度ほど、差別と偏見をおこすじやまな制度はないと思います。本名で正々堂々生きている多勢の在日の方々をおとしめる通名制は1日もはやく廃止すべきものです。通名などという人から本名をうばいとる事は大反対です。	
129	「自分のルーツを否定的に捉える状況」は日本人に対して行われている事です。植民地支配などろくに歴史の知識のない人が子供たちに教え、自国が悪い国のように植え付け、国旗、国家に対して偏見を持つようにしむける。とても日本人をおとしめる行為です。	
130	自分のルーツを否定的にとらえるとは具体的にどういったことでしょうか？鳥取県にも朝鮮進駐軍がいたということですか？今はそれを悔いているということでしょうか？不勉強なまま大人になりよくわかりません。子供たちにはぜひ、きちんと事実を教えていっていただきたいです。	
131	外国にルーツのある生徒、特に新渡日の生徒が高校や大学等を受験する場合、きわめて不利な状況にある。その打開策やアフターマティバアクション的な対応の必要性・正当性を明文化すること。	② 御指摘の点も含め、「1 これまでの取組」で「鳥取県教育委員会では、…日本語の苦手な保護者に学校生活の状況を案内するための8言語版の『学校生活ガイドブック(小・中学校編)』の作成、日本語指導が必要な高校生への指導に係る加配措置等を行ってきました。」と示しています。
132	4 権利の獲得及び人権を保障するために 「(1)学校教育」の「ア 国際理解教育の推進」の項について、「国際理解教育」という文言・表現を用いているが、ここを「国際理解教育・多文化共生教育」とすること。「理解」だけでは不十分であると、他の箇所でも繰り返して述べられている。行動化を表す文言としては「多文化共生教育」というほうがより適切であろう。	② 本県では国際理解教育指導資料などで「国際理解教育のめざすもの」として次の3点を掲げ、互いの文化や生き方を尊重する実践行動に結びつく態度の育成をめざしています。 ○ [基本的人権の尊重] 自分と異なる生き方や考え方をする他者の存在を認め、尊重することのできる能力や態度を育てる。 ○ [自国及び他国文化の理解] 我が国の伝統と文化を理解し、それらを大切にすることのできる能力や態度を育てるとともに、外国の生活や文化に関心をもち、理解し、それらを尊重することのできる能力や態度を育てる。 ○ [コミュニケーション能力の育成] 自分の考えをもってはっきりと表現し、互いに意思を通い合わせることのできる能力や態度を育てる。

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針			①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】		【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
133		「国際理解教育」については、自分の価値観や自国の文化を見つめ直す視点が弱い。ウィーン宣言や国連10年でも「育った者の価値観だけで職務を遂行すると多大な人権侵害を犯す可能性がある」と指摘されている。	② 「3 外国人の人権に関する課題について」で「様々なある偏見や差別が、外国人の人権に関する問題にどのように影響しているかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。」と示した上で、4(1)「ア 国際理解教育の推進」で「外国人の人権に関する問題を学習する際には、人権尊重を基盤としながら異なる文化、宗教、生活習慣等における多様性を受け入れ、これを尊重し、偏見や差別の解消に取り組む意欲や態度を身につけられるよう、学習を推進することが大切です。」と示しています。
134		「社会教育」の内容が現行方針に比べて非常に簡素化されたものとなった。現行方針にある連携する団体名を列挙した「在日外国人団体…必要です」の箇所や「(2)相談・支援活動の充実」「(3)推進者の育成」の内容を復活させること。またはこれらの内容が他の文章の中で反映されたものとなること。	② 相談・支援活動については第1章第3節「人権救済と人権教育の有機的かかわり」で、推進者の育成については第3章「人権教育の推進者の育成」でまとめて記述しています。また、連携する団体名については第3章第2節で、公益性の高い関係団体として「公益社団法人鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会、公益財団法人鳥取県国際交流財団」を例示した上で、「人権侵害の相談を日常的に受けている機関、各種NPO等の関係民間団体と連携・協働することが大切です。」と示しています。
135	第7節 病気にかかわる人の人権に関する	1 これまでの取組 「黒髪事件」についての簡単な説明が必要と思います。	① 脚注として以下を追加します。 ※1「黒髪事件」は、ハンセン病療養所に入所させられた親を持つ児童の地元小学校への通学が拒まれ、全国的に注目を集めた事件。
136	第8節 刑を終えて出所した人の人権に関する教育	刑を終えて出所した人への配慮が書かれていますが、性犯罪の場合は再犯が多いことが分かっていることから、出所後も監視が必要だと思えます。犯罪を未然に防ぐことが罪を重ねさせないために刑を終えた人本人の人権を守ることにつながると思えます。	② 刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた取組については、「保護観察所等の国の機関によるものをはじめ、保護司や各種民間ボランティア、雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって様々な支援が行われています。」と示しています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
137		「刑務所に行って人格を磨いて来る・来い。」と言う人がいますが、これは遠まわしに「迷惑を掛けた人を踏み台にして高みを目指す・目指せ。」と言っているようなものです。「刑を終えて出所した人の人権」という前に、「罪を償う」ということを刑務所の更正プログラムも含めて、もう一度考えるべきではないでしょうか。	⑤ お答えする立場にありませんので回答は控えさせていただきます。
138		犯罪に手を染めない意識づくりとして、子供に「自分がされて嫌なことを、他人にはしてはいけない。それと同じく、自分がしてほしいことでも、むやみに他人にはしてはいけない。『それ』が君にとっていいことでも、相手にとっては嫌なことなのかもしれないからだ。『あの人』は『君』じゃない。」と教えてください。 いわゆる『我が子虐待』など、自他の区別がついてない、または付け方がおかしい人が罪を犯すのではないのでしょうか。	② 第1章第2節「3 具体的な問題を基礎にすえること」で人権教育の目標を「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動につながる資質・能力を育てること」と示しています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
139		宮城県で導入議論されている前科者へのGPS監視制度には反対です。二重刑になる上に、実施国では更生や社会復帰の妨げとなるだけでなく、自警団を名乗る団体によるまったく別人への私刑などが起こり、失敗との評価を受けています。	③ 刑を終えて出所した人の社会復帰に向けた取組については、「保護観察所等の国の機関によるものをはじめ、保護司や各種民間ボランティア、雇用の受け皿となる協力雇用主や更生保護施設等の民間協力者によって様々な支援が行われています。」と示しています。いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み	
【該当箇所】		【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
140	1 現状と課題	「円滑な社会復帰が図られてきました。」とあるが、刑を終えて出所した人の社会復帰そのものはまだ実現していない面があるため、「円滑な社会復帰のための条件整備が図られてきました。」としてはどうか。	② 御指摘の点も含め「刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見・差別意識が存在しており、就職や住居の確保が困難になったり、中には悪意のある噂が流布されたりするなどの問題が起きており、刑を終えて出所した人の社会復帰は極めて厳しい状況にあります。」と課題を示しています。
141	第9節 犯罪被害者等の人権に関する教育	犯罪被害者は本名が公開されるが、犯罪者は公開されないことがあります。犯罪者も本名が公表されるべきです。	⑤ 御指摘の点も含め第9節「2(1)学校教育」で「犯罪被害者等の人権について学習する際には、刑事手続きへの参加の在り方、マスメディアの取材や報道の在り方等に関わる学習の中に適切に位置づけることが大切です。」と示しています。
142		「刑を終えて出所した人の人権に関する教育」の節が「犯罪被害者等の人権に関する教育」の前にあります。これは、犯罪被害者の人権が犯罪者の人権より下にあるという意識からでしょうか。	④ 本方針は「鳥取県人権施策基本方針－第2次改訂－」に基づき策定するものであり、該当の章は「鳥取県人権施策基本方針－第2次改訂－」に対応するよう節を構成しているものであり、人間や人権の序列を表すものではありません。
143		犯罪者が第8節、犯罪被害者が第9節となっている。これが鳥取県の人権意識、人間序列か。	
144		1 現状と課題	「励まし」も差別。そっとしておいても村八分。他人がとやかくいふべき問題ではないのでは。本人同士で信頼関係をつくっていくべきところに、声高に人権だと踏み込むのは無神経。
145	第10節 性的マイノリティの人権に関する教育	ある知事は、青少年の健全育成を謳いながら、公然とゲイの人達への差別発言を行い、まったく謝罪もしていません。このような「気持ち悪い」と個人が感じれば差別しても良いという風潮が日本には根強く残っていると感じます。 嫌な人とは付き合いをさければ良い、このままで良くないと思えば歩み寄る、差別やイジメの正当化を防ぐにはこの考えを浸透していくべきではないでしょうか。	② 御指摘の点も含め、第2章「2 国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する」で「国連が中心となって作成した人権関係諸条約を学ぶことなどを通じて、国際社会で普遍性を認められた『人権』という物差しを獲得し、それを基準として自らの経験や文化・習慣などを検証し、具体的な問題の発見とその解決につなげようとするアプローチを重視する」と示しています。
146		性的マイノリティ=LGBTと単純に考えてる人は多いが「性」は多種多様です。性的嗜好は半半かな知識ではとても分析しきれるものではありません。大抵はおかしなバイアスが掛かるので、公平に見える専門家は数少ないと思います。本当の意味でマイノリティの人権を保護する様に教育してもらいたいですね。	② 御指摘の点も含め、「2 人権を保障するために」で「児童生徒の不安や悩みをしっかりと受け止め、児童生徒の立場に立って、個別の事案に応じてきめ細やかに対応することが必要です。学級担任や管理職をはじめ、養護教諭、スクールカウンセラーなど、教職員等がそれぞれの立場から協力して対応すること、また、必要に応じて関係医療機関等と連携することが重要です。その際、保護者の意向に配慮しつつ、児童生徒の実情を把握し、その心情に十分配慮して対応することが大切です。」と示しています。
147		性的マイノリティ=LGBTと単純に考えてる人は多いが「性」は多種多様である。このような実態で、性的マイノリティを公平に見られる専門家・指導者は数少ないと思われる。本当の意味でマイノリティの人権を保護する様に教育してもらいたい。	
148	2 人権を保障するために (1) 学校教育	純潔教育は絶対に行わないでください。これをやったイギリスでは間違った性知識が蔓延し、アフリカの難民キャンプでは強姦が増えました。アメリカに到っては、純潔主義団体が政府機関に入り込み、学校で子供達にこんなとんでもない嘘を吹聴しています。このように百害あって一利ない、人が生まれつき持つ『性』を、ひいては生物としての『人』と言う存在を忌み嫌わせる純潔教育は絶対に取り入れしないでください。	② 第5章第10節「2(1)学校教育」で、「性教育を通じて、人間の性を人格の基本的な部分として総合的にとらえ、科学的認識を深めるとともに、生命尊重、人間尊重の精神に基づき、多様な性の在り方について、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身につけ、望ましい行動がとれるようにすることが重要です。」と示しています。

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針			①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み	
【該当箇所】		【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】	
149	第11節 非正規雇用等による生活困難者の人権に関する教育	1 現状と課題 非正規労働者や生活困難者に対する差別、偏見があることに言及する必要がある。学校教育・社会教育ともに、こうした差別や偏見を払拭するために取り組む必要がある。	① 「2 人権を保障するために」に以下を追加します。 「…経済に関する課題を解決しようとする態度を育成することが大切です。併せて、様々にある偏見や差別が、非正規雇用等による生活困難者の人権に関する問題にどのように影響しているかふりかえりながら、差別のない真に人権が尊重される社会づくりの在り方を考えることが大切です。」	
150		昨今、就職困難な社会情勢にも関わらず、問題を若者に求める論調が目立つ。特に酷いのは低賃金で重労働を課せられながら納税を行っている非正規雇用者を「フリーター」と蔑む風潮。バブル期に若者時代を謳歌した人達と現代の「フリーター」はまったく境遇が異なる。これは若者よりも中高年に啓発すべき問題である。		
151	第12節 プライバシーの権利に関する教育	3 プライバシーの権利に関する課題について (2)②イの項目の中で、「国籍」の後に「外国人登録」を入れること。	① 以下のように修正します。 「イ 国籍や戸籍事項・住民票・外国人登録に関する事項」	
152	第13節 インターネットにおける人権に関する教育	インターネットの危険な側面だけでなく、優れたコミュニケーションの場という面も教えること、子ども達自身が個々の情報を取捨選択し、事実と空想の区別をつける能力「メディア・リテラシー」を身につけるための教育や、トラブル等への対処法を教えるなど、保護者から子ども達のインターネット利用へ積極的に関わっていく事がこれからの情報化社会に必要。	② 御指摘の点も含め、「(1)学校教育」で「学校教育においては、児童生徒一人ひとりに、情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成することが重要です。」と示すと共に、「(2)社会教育」で「プライバシーの権利について理解することはもとより、インターネットの特性とその影響を具体的事例等も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、人権侵害があった場合の対処法等について理解を深めることが重要です。」と示しています。	
153		子どもをポルノや犯罪にかかわるものから遠ざけるのは大事だが、なにからなにまで規制して、学校で行き場を失った子どもの居場所を奪うことがあってはいけない。純粋培養では子どもを育てられません。清濁混ざった中から良いものを選び取るしなやかさを身につけてほしいものです。		
154		フィルタリングは事実上、検閲であり、知る権利を侵害する言論統制行為であるため導入運用は極めて慎重に行うべき。フィルタリングは保護者の管理責任と選択制に留めるべきであり、家庭教育への行政介入になってはいけない。		② 御指摘の点も含め、「鳥取県においては、平成21(2009)年に『鳥取県青少年健全育成条例』を一部改正し、インターネット上の有害情報への対応を強化しました。鳥取県教育委員会では、メディアの送り手を含めた関係団体等で組織する協議会及びNPO法人等と連携し、研究集会や草の根的な学習会を実施し、地域や保護者の啓発に取り組んできました。」と示しています。
155		児童ポルノを「児童をポルノグラフィの被写体とするもの」と称しているが、この場合「児童が小遣い稼ぎ等の目的で自発的に売春している場合」も対象となるため、「児童の性的虐待を記録したもの」と修正するのが望ましい。		④ 第5章第4節「3 (5)児童買春、児童ポルノ、薬物乱用等」で、児童ポルノを子どもの人権が保障されていない状況の一つとして示すと共に、第5章第13節「1 現状と課題」で、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」に基づき、「…児童ポルノ(児童をポルノグラフィの被写体とするもの)の流通による性的児童虐待等が発生しています。」と示しています。なお、同法は児童買春を「対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、性交等(中略)をすること」とし、「児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する」としています。
156		児童ポルノを有害情報として扱おうとする地方が散見されるが、それは、被害児童自身を「有害情報」と見なす事と同じである。児童ポルノ撲滅の際には「制作過程と流通過程」の取り締まりに留めてほしい。		
157		児童ポルノが問題であるのは、制作過程で児童に対して「性的虐待」という人権侵害が発生しているため。時折、男女共同参画や青少年問題の項目で扱おうとする意見があるが、児童ポルノ問題はあくまで「児童ポルノ」の分野で扱って欲しい。		

鳥取県人権教育基本方針－第1次改訂－(案)に対する全意見及び対応方針		①反映した(一部のみ反映したものを含む) ②既に盛り込み済み
【該当箇所】	【意見】(いただいたご意見を一部要約したり、また、趣旨をわかりやすく表現し直したりしているものがあることをご了承ください)	【対応方針】
158	国会でも議論されている児童ポルノの単純所持規制を鳥取県が勝手に作ることは断固反対する。	⑤ いただいたご意見は今後の参考にさせていただきます。
159	「誹謗・中傷」についてですが、相手が政治家や大企業の社長といった公人や、国民の安全にかかわることならともかく、私人の些細な悪事や認識不足を徹底的に叩きのめすのはやりすぎだとは思いますが、だからといって条例や「業界の自主規制」でやめさせることには反対です。「表現の制限・禁止」は、必ず「ネット上の工作員」のように暴走するものです。「表現」を規制するのではなく、「些細なことで暴走する思想」を鎮める方が、ネット・現実世界の両方が住みやすくなる方法だと思います。	② 御指摘の点も含め、「(1)学校教育」で「児童生徒一人ひとりに、情報メディアを主体的に読み解き、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力を育成することが重要です。併せて、自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、危険回避等情報を正しく安全に利用できることなどの情報モラルを、児童生徒の発達段階を踏まえながら育成することが大切です。」と示し、「(2)社会教育」で「プライバシーの権利について理解することはもとより、インターネットの特性とその影響を具体的事例等も交えて知り、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラル、人権侵害があった場合の対処法等について理解を深めることが重要です。」と示しています。
160	「メディアを通じて流れる様々な情報を主体的に収集、判断する能力、また適切に発信する能力を身につけるため、メディア・リテラシーの向上を図る」だけをやれば十分です。	